

西日本区サポートファンド内規

西日本区サポートファンドは健全財政維持のため一般会計を補完する目的で創設されたものであり、本内規はこの西日本区サポートファンドの効果的かつ適正な運用基準を定めたものである。なお西日本区サポートファンドは以下サポートファンドと表記する

- 1 サポートファンドは、一般会計（雑収入）として受け入れるが、毎年目標値設定は行わず、当初予算にも盛り込まないこととする。なお送金先については西日本区が定めた口座への直接送金または郵便振替の払込取扱票による送金とする
- 2 サポートファンドに寄贈する者は、寄贈趣意申出書を提出し、何に使って欲しいかの希望を明確にすることができる。なお寄贈に関しては、1口10,000円として、上限口数は設定しない
- 3 サポートファンド寄贈者は、サポートファンド台帳に記録され、西日本区で永久に保存される。
- 4 サポートファンド寄贈者には寄贈口数に応じて、特典を設ける
 - (1) 100口（100万円）以上
寄贈された年度の「区大会での理事表彰・区大会へのペアご招待（2名）」
 - (2) 50口～99口（50万～99万）
寄贈された年度の「区大会での理事表彰・区大会への招待（1名）」
 - (3) 20口～49口（20万～49万） 寄贈された年度の「区大会での理事表彰」
 - (4) 1口～19口（1万～19万） 理事名感謝状

2023年4月2日制定・施行